



2025 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 グループ CEO 船 曳 真一郎
(コード番号 8725 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 広報部 広報チーム長 田 渕 亮 介
(TEL. 03-5117-0234)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2025 年 6 月 23 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、2025 年 2 月 28 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第 17 期定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

このため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定を新設するなど、所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役の責任限定契約に係る見直し

会社法第 427 条第 1 項に定める責任限定契約を締結することにより、社外取締役に限らず業務執行を行わない取締役がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるよう、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです（別紙の下線部は変更箇所を示します）。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2025 年 6 月 23 日（予定）

定款変更の効力発生日：2025 年 6 月 23 日（予定）

以 上

(下線が変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> (株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会<u>の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 (条文省略) (株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続等は、法令又は本定款のほか、取締役会<u>において定める株式取扱規則による。</u> (員数) 第20条 当社の<u>取締役は、15名以内とする。</u> (新設) (選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2～3 (条文省略) (新設) (任期) 第22条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u> (株主名簿管理人) 第11条 (現行定款どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u> 3 (現行定款どおり) (株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続等は、法令又は本定款のほか、取締役会<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u> (員数) 第20条 当社の<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>は、<u>12名以内とする。</u> 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2～3 (現行定款どおり) 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第22条 <u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

(新設)	とする。 <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(補充選任) 第23条 取締役の欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。 (新設)	(補充選任) 第23条 取締役（監査等委員である者を除く。）に欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。 <u>2 監査等委員である取締役に欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。</u>
(代表取締役及び取締役の役制) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。	(代表取締役及び取締役の役制) 第24条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である者を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である者を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。
(取締役会の招集) 第25条（条文省略） 2（条文省略） 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集) 第25条（現行定款どおり） 2（現行定款どおり） 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役の報酬等) <u>第28条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u>	(取締役の報酬等) <u>第29条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u>
(取締役の責任免除) 第29条（条文省略） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったこ</u>	(取締役の責任免除) 第30条（現行定款どおり） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を</u>

とによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は、6名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任決議の効力)

第32条 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮がされない限り、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(補充選任)

第34条 監査役に欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。

(常勤の監査役及び常任監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

2 監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監

除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

(削除)

(監査等委員会の招集)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において

<u>査役会規程</u>による。 (監査役の報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</u> (新設)	定める<u>監査等委員会規程</u>による。 (削除) (削除) 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第17期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関する同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 第17期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお変更前定款第39条第2項に定めるところによる。</u>
--	--